(参考様式6)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	介護老人保健施設セントラーレ
申請するサービス種類	介護保険施設サービス

措置の概要

利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

① 連絡先 電話:052-882-1040 FAX:052-882-6655

②担当者名支援相談員 安藤 詩織③受付時間午前9時から午後7時

④ 担当者不在時の対応 担当者以外でも対応できるように引継ぎを行う

- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - ① 苦情原因の把握・・・当日又は時間帯によっては翌日 利用者宅に訪問し、受付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。また、 速やかに解決を図る旨、伝言する。
 - ② 検討会の開催

苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行う。

③ 改善の実施

利用者に対し、対応策を説明して同意を得る。改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。

④ 解決困難な場合

保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行う。また、解決できない場合には、保険者と協議し、国保連への連絡も検討する。

⑤ 再発防止

同様の苦情、事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指す。

⑥ 事故発生時の対応等

事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じられるよう、あらかじめ関係機関との対応方法を定め、関係機関に周知して協力を依頼する。

- 3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等(居宅介護支援事業者の場合記入)
- 4 その他参考事項

普段から苦情等が出ないよう、責任あるサービス提供を心がける。

外部苦情窓口

名古屋市役所 介護指導課 052 (972) 2592 国保連 苦情受付係 052 (971) 4165